

福祉医療機構

～福祉と医療の民間活動を応援します～

独立行政法人福祉医療機構 —医療貸付事業のご案内—

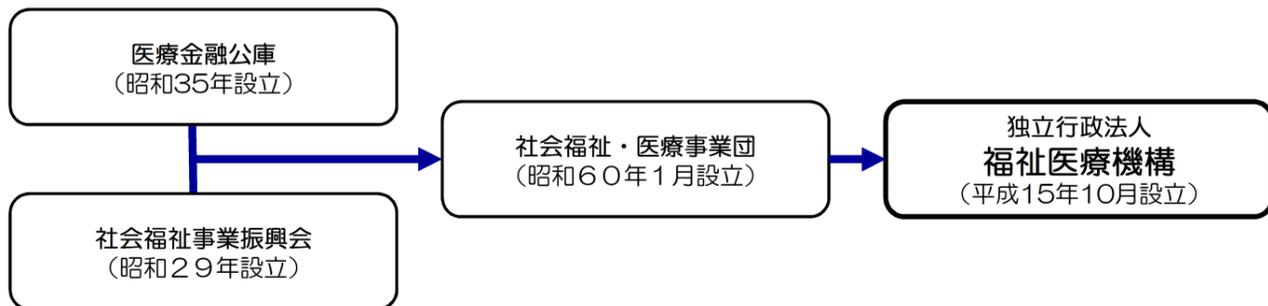
病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業の建物整備や医療機器を購入するための資金（一部の施設については経営安定化のための経営資金があります）について「長期・固定・低利」の政策融資を実施しています。

- 感染症対策を伴う整備、地域の医療介護の総合的な確保体制の推進、医療機関の耐震化、地震防災対策としての高台移転、など重点政策については、融資率や貸付金利等を優遇しています。
- 医療計画に基づく病床の整備状況等に応じて融資率や貸付利率を設定し、政策に即応した融資を実施しています。
- 融資実績を踏まえた専門的な融資相談を行っています。

【福祉医療機構】

独立行政法人福祉医療機構は、福祉の増進と医療の普及および向上を目的として、平成15年10月に設立された独立行政法人です。

福祉医療施設に対する政策融資や、これら施設の経営支援、社会福祉施設で働く方々の退職手当共済、心身に障害のある方の扶養保険、NPOなどの民間団体への助成、年金担保貸付、ワムネット（福祉保健医療情報の提供）などを一体的に実施し、地域の福祉・医療の基盤づくりに貢献しています。



主な優遇措置の内容（施設整備を支援しています）

1. 感染症対策の整備をすすめていただくための融資条件の優遇

☞ 第8次医療計画（令和6年度～令和11年度）より、「新興感染症」が6事業目として位置づけられることから、感染症対策の推進に重点を置いた整備に対して次の優遇融資を実施しています。

- 融資率限度額の引き上げ：所要額の95%
- 貸付利率の引き下げ：基準金利と同率

2. 病院の耐震化整備をすすめていただくための融資条件の優遇

☞ 地震発生時の病院の倒壊・崩壊を防ぎ、患者や職員等の安全を確保して、被災者に適切な医療を提供していく観点から、耐震化整備は重要な課題です。現在、未耐震の病院に対して、次の優遇融資を実施しています。

- 融資率の引き上げ：所要額の95%
- 貸付利率の引き下げ：基準金利と同率（補助対象事業は、据置期間中無利子）

3. 災害により被災された医療施設等の復旧支援

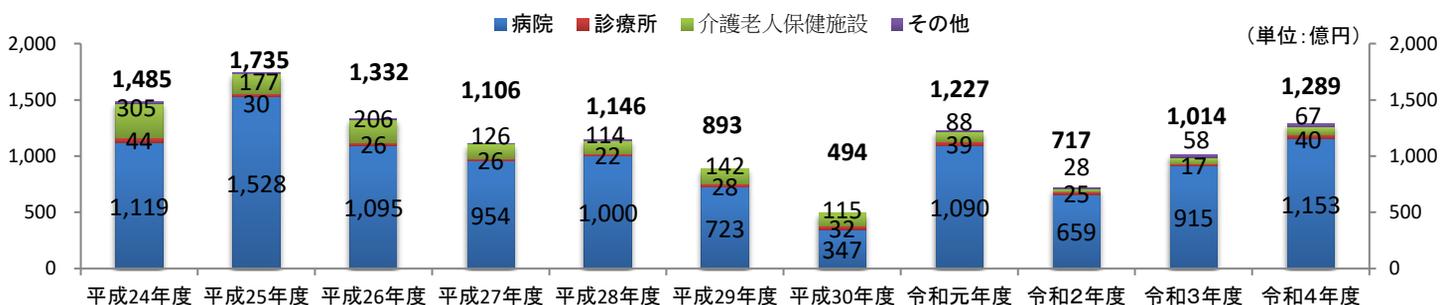
☞ 令和6年能登半島地震をはじめ、東日本大震災や平成28年熊本地震等により被災された施設の復旧を支援するため、様々な優遇措置を実施しています。

また、令和元年度より激甚災害復旧資金を新たに創設し、被災地の皆さまの復興支援を更に迅速化すべく、融資率、貸付利率及び償還期間等について優遇融資を実施しています。

上記のほか、特別養護老人ホーム等の介護施設、グループホーム、障害者施設、保育所等の児童関連施設等にもご融資を行っております。病院以外のご融資のご相談も承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

医療貸付事業の契約実績

医療施設等の耐震化整備に係る優遇融資や災害復旧資金の優遇融資を多くご利用いただいております。



独立行政法人 福祉医療機構 福祉医療貸付部

web-site : <https://www.wam.go.jp/hp/>

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階

融資の相談窓口



● 開設地が東日本（北海道～三重県）

福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9937
医療審査課 FAX 03-3438-0659

● 開設地が西日本（福井県～鹿児島県）

大阪支店 TEL 06-6252-0219
医療審査課 FAX 06-6252-0246

独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターの役割

